

請 願 ・ 陳 情 文 書

(請 願)

請願第 6 号

都市計画変更に関する請願 (その 1) (継続審査)

(請願の趣旨)

当社は、国道 7 号線と新城川に挟まれた青森市新城字平岡、新田字忍、新田字福田にまたがる一団の土地 (約 2 万 7000 平方メートル) を所有している。同土地は、都市計画法に定める市街化調整地域及び農業振興地域であったため、開発許可等の手続を取得した上で平成元年 12 月に公衆浴場施設「あおり健康ランド」を開設し、青森市新城字平岡に本店所在地を置く当社系列企業である株式会社ポリマに同施設の運営を委託し、県内民間雇用に寄与している。

上記「あおり健康ランド」経営の安定継続、雇用拡大及び周辺地域の活性化のために、同施設一団の敷地において宿泊施設・商業施設・遊技場施設等を併設する総合多目的施設を開設できるように、同施設開設後の平成 4 年ころより同敷地を含めた周辺地域を都市計画法第 7 条第 2 項の市街化区域への編入及び第 8 条第 1 項の用途地域の指定を受けるべく青森県及び青森市に働きかけお願いをしているが、同地域が用途地域の飛び地になるとの理由でこの要望が実現していない。

ところが、青森県及び青森市は当社所有土地の反対側の国道 7 号線に面する地域を前回の都市計画変更手続で市街化調整地域であった場所を市街化区域に変更し用途変更の指定をしている。東北新幹線八戸 新青森間の 2010 年度末開業に向けた都市整備と思われるが、なぜ、都市計画の線引きを国道でしたのか理解に苦しむ。国道 7 号線の両沿道には沿道施設としての商業施設等が多く点在しており、当方の要望もかんがみて、上記の都市計画変更は新城川までの地域を含めて変更手続をとるべきではなかったかと思っている。

このたび、当社所有土地の一部は東北新幹線工事による買収要請を受け、これに協力したために敷地が分断され一団の土地としての上記記載の土地活用方法を断念せざるを得ない状況である。そこで、分断後の残地土地を有効に活用することによる「あおり健康ランド」の経営継続の安定確保・周辺地域の活性化のためにも、また、対象地域が現状では飛び地に当たらないと思われるので、下記事項について請願する。

(請願事項)

国道 7 号線と国道 280 号線と臨港道路 1 号線と新城川に挟まれた地域を市街化区域に変更していただきたい。

平成 19 年 8 月 30 日

請 願 者 東京都世田谷区玉川三丁目 40 番 28 号
株式会社 山福建設
代表取締役 福田 富美子
紹介議員 奈良 祥 孝

請願第 7 号

都市計画変更に関する請願 (その 2) (継続審査)

(請願の趣旨)

当社は、国道7号線と新城川に挟まれた青森市新城字平岡、新田字忍、新田字福田にまたがる一団の土地(約2万7000平方メートル)を所有している。同土地は、都市計画法に定める市街化調整地域及び農業振興地域であったため、開発許可等の手続を取得した上で平成元年12月に公衆浴場施設「あおり健康ランド」を開設し、青森市新城字平岡に本店所在地を置く当社系列企業である株式会社ポリマに同施設の運営を委託し、県内民間雇用に寄与している。

上記「あおり健康ランド」経営の安定継続、雇用拡大及び周辺地域の活性化のために、同施設一団の敷地において宿泊施設・商業施設・遊技場施設等を併設する総合多目的施設を開設できるように、同施設開設後の平成4年ころより同敷地を含めた周辺地域を都市計画法第7条第2項の市街化区域への編入及び第8条第1項の用途地域の指定を受けるべく青森県及び青森市に働きかけお願いをしているが、同地域が用途地域の飛び地になるとの理由でこの要望が実現していない。

ところが、青森県及び青森市は当社所有土地の反対側の国道7号線に面する地域を前回の都市計画変更手続で市街化調整地域であった場所を市街化区域に変更し用途変更の指定をしている。東北新幹線八戸新青森間の2010年度末開業に向けた都市整備と思われるが、なぜ、都市計画の線引きを国道でしたのか理解に苦しむ。国道7号線の両沿道には沿道施設としての商業施設等が多く点在しており、当方の要望もかんがみて、上記の都市計画変更は新城川までの地域を含めて変更手続をとるべきではなかったかと思っている。

このたび、当社所有土地の一部は東北新幹線工事による買収要請を受け、これに協力したために敷地が分断され一団の土地としての上記記載の土地活用方法を断念せざるを得ない状況である。そこで、分断後の残地土地を有効に活用することによる「あおり健康ランド」の経営継続の安定確保・周辺地域の活性化のためにも、また、対象地域が現状では飛び地に当たらないと思われるので、下記事項について請願する。

(請願事項)

同地域(国道7号線と国道280号線と臨港道路1号線と新城川に挟まれた地域)の一部に指定されている農業振興地域の指定を解除していただきたい。

平成19年8月30日

請 願 者 東京都世田谷区玉川三丁目40番28号
株式会社 山福建設
代表取締役 福田 富美子
紹介議員 奈良 祥 孝

請願第8号

都市計画変更に関する請願(その3)(継続審査)

(請願の趣旨)

当社は、国道7号線と新城川に挟まれた青森市新城字平岡、新田字忍、新田字福田にまたがる一団の土地(約2万7000平方メートル)を所有している。同土地は、都市計画法に定める市街化調整地域及び

農業振興地域であったため、開発許可等の手続を取得した上で平成元年12月に公衆浴場施設「あおり健康ランド」を開設し、青森市新城字平岡に本店所在地を置く当社系列企業である株式会社ポリマに同施設の運営を委託し、県内民間雇用に寄与している。

上記「あおり健康ランド」経営の安定継続、雇用拡大及び周辺地域の活性化のために、同施設一団の敷地において宿泊施設・商業施設・遊技場施設等を併設する総合多目的施設を開設できるように、同施設開設後の平成4年ころより同敷地を含めた周辺地域を都市計画法第7条第2項の市街化区域への編入及び第8条第1項の用途地域の指定を受けるべく青森県及び青森市に働きかけお願いをしているが、同地域が用途地域の飛び地になるとの理由でこの要望が実現していない。

ところが、青森県及び青森市は当社所有土地の反対側の国道7号線に面する地域を前回の都市計画変更手続で市街化調整地域であった場所を市街化区域に変更し用途変更の指定をしている。東北新幹線八戸新青森間の2010年度末開業に向けた都市整備と思われるが、なぜ、都市計画の線引きを国道でしたのか理解に苦しむ。国道7号線の両沿道には沿道施設としての商業施設等が多く点在しており、当方の要望もかんがみて、上記の都市計画変更は新城川までの地域を含めて変更手続をとるべきではなかったかと思っている。

このたび、当社所有土地の一部は東北新幹線工事による買収要請を受け、これに協力したために敷地が分断され一団の土地としての上記記載の土地活用方法を断念せざるを得ない状況である。そこで、分断後の残地土地を有効に活用することによる「あおり健康ランド」の経営継続の安定確保・周辺地域の活性化のためにも、また、対象地域が現状では飛び地に当たらないと思われるので、下記事項について請願する。

(請願事項)

市街化区域変更後の用途地域を近隣商業地域あるいは準工業地域に指定していただきたい。

平成19年8月30日

請 願 者 東京都世田谷区玉川三丁目40番28号
株式会社 山福建設
代表取締役 福田 富美子
紹介議員 奈良 祥 孝
